

## 建設産業常任委員会

1 開 議 令和2年3月13日（金） 午前10時00分

2 場 所 委員会室2

3 付議事件及び順序

日程第1 議案第27号 大田原市ポッポ農園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第2 議案第28号 大田原市企業誘致条例の一部を改正する条例の制定について

日程第3 議案第29号 大田原市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議案第34号 公の施設の区域外設置について

## 建設産業常任委員会名簿

委員長	櫻	井	潤	一	郎	出席
副委員長	小	林	正	勝		出席
委員	伊	賀		純		出席
	齋	藤	光	浩		出席
	菊	地	英	樹		出席
	新	卷	満	雄		出席
	滝	田	一	郎		出席

当 局	産業振興部長	村	越	雄	二	出席
	建設水道部長	加	藤	雅	彦	出席
	農政課長	川	上	洋	一	出席
	商工観光課長	小	室	雄	司	出席
	道路課長	小	林	敏	泰	出席
	建築住宅課長	齋	藤	正	広	出席

事務局	岡	村	憲	昭		出席
-----	---	---	---	---	--	----

◎開 会

午前10時00分 開会

○委員長（櫻井潤一郎君） ただいまの出席委員は7名であり、定足数に達しております。これより建設産業常任委員会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、タブレット表示のとおりでございます。

当局の出席者は、村越産業振興部長、加藤建設水道部長はまだ来ていませんが、川上農政課長、小室商工観光課長、齋藤建築住宅課長、小林道路課長です。

◎議案第27号 大田原市ポップ農園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（櫻井潤一郎君） それでは、日程に従いまして議事に入ります。

日程第1、議案第27号 大田原市ポップ農園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

産業振興部長。

○産業振興部長（村越雄二君） 本日は所管であります農政課長が同席しておりますので、農政課長のほうから説明のほうさせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（櫻井潤一郎君） 農政課長。

○農政課長（川上洋一君） それでは、私のほうから議案第27号 大田原市ポップ農園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

では、議案書66ページを御覧ください。上程の理由につきましては、開設以来同じ料金で運営しておりましたポップ農園のバーベキュー広場と観光農園の利用につきまして、消費税の上昇や近隣の同様の施設に合わせまして改正するものでございます。

それでは、改正の内容をご説明いたしますので、68ページの新旧対照表を御覧ください。バーベキュー広場の利用料金を1人100円から200円に、また観光農園芋掘りを1株120円から150円に改めるものでございます。

附則に戻りまして、この条例につきましては、令和2年4月1日より施行いたしたいものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いたします。

○委員長（櫻井潤一郎君） ありがとうございます。

説明が終わりましたので、質疑を行います。

ございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎君） 質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いいたします。

(「なし」と言う人あり)

○委員長(櫻井潤一郎君) 意見がないようでありますので、採決いたします。

議案第27号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○委員長(櫻井潤一郎君) 異議なしと認めます。

よって、議案第27号 大田原市ポッポ農園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

#### ◎議案第28号 大田原市企業誘致条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長(櫻井潤一郎君) 次に、日程第2、議案第28号 大田原市企業誘致条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましても、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

産業振興部長。

○産業振興部長(村越雄二君) 所管の商工観光課長が同席しておりますので、商工観光課長より説明のほうさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長(櫻井潤一郎君) 商工観光課長。

○商工観光課長(小室雄司君) それでは、議案第28号 大田原市企業誘致条例の一部改正についてご説明いたします。

議案書70ページ、71ページの議案書補助資料を御覧ください。改正の趣旨であります。当該条例は本市の優良企業の誘致及び市内立地企業の振興を推進するため、必要な優遇措置を講ずることにより、地域経済の活性化、産業の振興及び雇用の拡大を図り、もって市民の福祉の増進に資することを目的に制定されたものであり、当該条例の交付要件を満たす企業に対し、奨励金を交付することができることと規定するものであります。奨励金の算定基準となります誘致企業の課税額の75%は地方交付税の算定基礎となります基準財政収入額に算入され、地方交付税に影響を及ぼすことから、今後本市に与える財政的な面を考慮し、本奨励金に上限を定めるものであります。

72ページの大田原市企業誘致条例新旧対照表を御覧ください。本則優遇措置第3条第2項に、「ただし、奨励金の額は、1会計年度につき5,000万円を上限とする」を加えるものであります。

70ページに戻りまして、附則第1項は、施行の期日を規定するもので、この条例は令和2年4月1日から施行するとし、附則第2項は経過措置を規定するもので、この条例による改正後の大田原市企業誘致条例の規定は、この条例の施行の日以降に奨励金交付対象指定業者として指定する事業者について適用し、施行日前に奨励金交付対象指定業者として指定した事業者については、なお従前の例によるものとするものです。

以上で議案第28号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長(櫻井潤一郎君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

滝田委員。

○委員（滝田一郎君） 単刀直入に5,000万円の根拠についてお伺いします。それと併せて他市、関連でお願いします。他市でもこういった部分、どんなふうな取扱いあるいはむしろ大田原市が先進事例でやっていて、ほかはやっていないであるとか、その辺のところをちょっと踏まえて。それと、冒頭の単刀直入な話ですけれども、5,000万円の根拠というか、そこをお願いします。

○委員長（櫻井潤一郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（小室雄司君） それではご説明します。

5,000万円の根拠については、明確なこれというものはないです。一般質問とかにも出たかと思うのですが、5,000万円を課税標準額に換算しますと35億円、ほぼほぼ引かかるような企業はないというところですが、ただ、近隣の同じようなところで上限をかけているかというところ、ほぼほぼ上限をかけるところはありません。1件、那須塩原市の太陽光については5,000万円の控除があったかと思うのですが、この条例に関して上限を定めているようなところはあまりないです。

ただ、やはり今回かなり額の大きい企業が来まして、今後こういった先進的な、固定資産税の対象が土地、建物、償却資産で、償却資産がかなり先進的なものと額が上がるというところで、ある程度の制限はかけなくては行けないのかなというところでの条例です。

○委員長（櫻井潤一郎君） よろしいですか。

滝田委員。

○委員（滝田一郎君） そうすると、過去にはなくて、今回資生堂さんか何か来て、今後もしそういうことがあったらということで、ある面予測というか、もし大きな企業に来ていただいたらということで設定したということでしょうか。

○委員長（櫻井潤一郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（小室雄司君） そのとおりだということで。

○委員長（櫻井潤一郎君） 滝田委員。

○委員（滝田一郎君） 現在これに該当している企業数を教えてください。過去のものとは遡らないよということなので、優遇措置は続くのだと思いますけれども、過去のこの5,000万円もしくは35億円とさっき説明がありましたけれども、それに該当している企業というのは現在市内には幾つあるのですか。その資生堂以外、含めて。

○委員長（櫻井潤一郎君） 産業振興部長。

○産業振興部長（村越雄二君） 過去にこの奨励金を交付した企業が2件、2企業あります。令和2年度がこの条例の対象にならない企業が今度2件あるのですが、基本的には5,000万円を超えるものについては、今までは実績はございません。

○委員長（櫻井潤一郎君） もう一回よろしいですか。

○産業振興部長（村越雄二君） 今までこの奨励金の条例として該当して奨励金を支払った企業というのは、過去に2企業あったのです。この条例については、令和元年度にこの奨励金の対象となる企業が2企業ありますが、この2企業については該当が今適用除外になりますので、基本的には現に該当した企業は一企業もないという形になります。5,000万円を超える企業はありません。

資生堂は基本的にこの条例の対象外でありますので、もう一社、それは5,000万円を超えないので、対象企業としては4企業あるのですが。

○委員長（櫻井潤一郎君） 4企業あって。

○産業振興部長（村越雄二君） ですから、今まで支払ったものは2企業で、令和元年度。ですから、これから申請いただいて、この奨励金を支払う企業というのが2企業あるのです、令和2年度新たに。ただ、それはあくまでもその対象、この条例の対象とされていないわけです。

○委員長（櫻井潤一郎君） まとめますと、実績は2件ですよ。

○産業振興部長（村越雄二君） 支払ったのは2件です。

○委員長（櫻井潤一郎君） 過去に2件あったということで、今後2件……

○産業振興部長（村越雄二君） 2企業対象、2企業出てきますが、これはこの条例の対象外になりますので。

○委員長（櫻井潤一郎君） そういうことで。

○産業振興部長（村越雄二君） そういうことです。今まで基本的に支払ったものとしては、2件支払っています。

○委員長（櫻井潤一郎君） よろしいですか。

ほかにございますか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎君） 質疑がないようでありますので、質疑を終わります。  
意見があればお願いいたします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎君） 意見がないようでありますので、採決をいたします。  
議案第28号につきまして、原案を可とすることに異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案第28号 大田原市企業誘致条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

ありがとうございました。

（執行部入替え）

#### ◎議案第29号 大田原市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（櫻井潤一郎君） 次に、日程第3、議案第29号 大田原市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましても、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（加藤雅彦君） 建設水道部長の加藤でございます。また、本日同席しておりますのは、小

林道路課長、齋藤建築住宅課長の2名でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

議案第29号及び議案第34号につきましては、本会議におきましてご説明申し上げたところでございますが、本日は担当課長よりご説明申し上げます。

初めに、議案第29号 大田原市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、齋藤建築住宅課長よりご説明申し上げます。

○委員長（櫻井潤一郎君） 建築住宅課長。

○建築住宅課長（齋藤正広君） それでは、議案第29号 大田原市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてご説明をいたします。

議案書73ページ、議案書補助資料75ページを併せて御覧ください。改正理由につきましては、民法の法定利率の改正に伴い、関係部分を改正するものでございます。ここで法定利率とは、不法行為による損害賠償請求権や不当利得の返還請求権などの遅延損害金に適用される利率でございます。

それでは、新旧対照表によりご説明をいたします。76ページを御覧ください。本条例41条第3項中、「年5%の割合」を「法定利率」に改めるものでございます。民法の改正により5%の固定金利とされていた法定利率を引き下げて、当初年3%とし、かつ今後実勢金利を基準にして、3年ごとに利率を見直す変動制が導入されたことに伴い、本条例の関係部分を改正するものでございます。

本条例第41条第3項の改正部分の規定は、不正の行為により入居した入居者に対し、明渡しの請求を行ったときに徴収する金銭に付する遅延損害金の算定に用いる利息の規定であり、民法の法定利率により規定されているところでございます。改正前は、固定金利である年5%の割合と規定されておりましたが、変動制の導入に伴い、法定利率との文言に改めるものでございます。

それでは、議案書74ページにお戻りいただきまして、附則として、この条例は令和2年4月1日から施行する旨規定いたします。

以上で議案第29号の説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○委員長（櫻井潤一郎君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

滝田委員。

○委員（滝田一郎君） この利率が変わるわけですが、4月1日に例えば法定利率が今の3%と一緒だった場合、法定利率が現行と一緒だった場合、それと現在の5%、これを比較しまして、例えば月額3万円滞納した人に対して行う請求は幾らという例示になるのでしょうか。現在の5%の利率でやっていますよね。3万円の家賃を滞納した人に請求すると仮定した場合に、法定利率が今と一緒だった場合に幾らと幾らの比較になるかという比較論を。

○委員長（櫻井潤一郎君） 建築住宅課長。

○建築住宅課長（齋藤正広君） 今回の規定の改正の部分というのは、不正の行為によって入居した方に対して明渡しを請求する場合、その場合の遅延損害金の算定に用いる利息の規定でして、もうちょっと具体的に申し上げますと、例えば所得を偽って市営住宅に入居したといった方がいらっしゃるとします。そうすると、その方は本来であれば、例えばその市営住宅に入居できなかったような方だったとした場合に、例えば民間のアパートを借りた場合の支払う家賃と市営住宅に支払う家賃とでは、市営住宅のほうの家賃がかなり低額に抑えられておりますので、その分の差額というのは不当に利得という形になるようなところ

ろです。それを不正に入ったわけですから、それを返還してもらう場合に、その民法の規定による損害賠償請求権といって賠償してもらうのですけれども、その場合に用いる遅延延滞金を算定する場合の利息の規定が民法に規定された法定利率なのです。この市営住宅管理条例もそれを引用しまして、ここに規定されているところなので、例えば家賃を滞納したとか、そういう方に対する今回の規定ではございません。あくまでその不正の入居によって入った場合、その不当利得に対する遅延損害金を算定する場合の利息の規定だということでございます。

○委員長（櫻井潤一郎君） 滝田委員。

○委員（滝田一郎君） 例えが良くなくてすみませんでした。

それで、そうなった場合に、例えばその民間との差というのかな、その話がほぼほぼ理解はできたのですけれども、ちょっと具体例で市営住宅が例えば3万円で、民間が5万円だったとします。そして、1年間それが不正に入っていたと、例えば、したとしたら、どういう計算になるのですか。2万円掛ける12カ月掛ける法定利率となるのですか。

○委員長（櫻井潤一郎君） 建築住宅課長。

○建築住宅課長（齋藤正広君） その不当利得といえますか、その差額なのですけれども、まずその近傍同種の家賃といひまして、市営住宅が建っているその周囲の家賃相場の家賃、その家賃が幾らかという算定式があるのですけれども、それに基づいて家賃の金額を出します。今までに支払った市営住宅の家賃との差額が、月々の例えば不当に利益を得た金額です。これが仮に1年間、12カ月分そのまま支払ったとすれば、その12カ月分の家賃が算定されます。それがそれぞれの月ごと、支払った月ごとにその得た金額に対して遅延が起きているわけですから、それをその利率を掛けていくのです。5%とか、今回3%に改正されるわけですけれども、例えば近傍同種の家賃が3万円で、市営住宅が1万円が入っていたとすれば、差額は2万円なので、その2万円を月々のその今回の遅延利息をそれぞれ掛けていって、合計したものを賠償していただくというような計算になります。

○委員長（櫻井潤一郎君） 分かりました。

ほかに質疑ございますか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎君） 質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いいたします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎君） 意見がないようでありますので、採決いたします。

議案第28号につきまして、原案を可とすることに異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案第29号 大田原市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第34号 公の施設の区域外設置について



○委員長（櫻井潤一郎君） 次に、日程第4、議案第34号 公の施設の区域外設置についてを議題といたします。

この件につきましても、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（加藤雅彦君） 議案第34号 公の施設の区域外設置について、小林道路課長よりご説明申し上げます。お願いします。

○委員長（櫻井潤一郎君） 道路課長。

○道路課長（小林敏泰君） 議案第34号 公の施設の区域外設置につきましてご説明申し上げます。

資料の95ページを御覧ください。本件は、大田原市道親園一区町線の一部を隣接する那須塩原市の区域内に設置することから付議するものであります。

97ページの位置図を御覧ください。当該地は、市実取団地の東側を通過する当該路線と那須塩原市道なんじゃもんじゃ通り線との交差点となります。

99ページの用地説明図を御覧ください。当該交差点は、現在斜めに交差しております。交通事故防止のため、直角に交わるよう交差点改良を実施するものであります。この交差点改良のために、新たに用地を用地として取得する部分が桃色に着色されたところと黄色に着色された部分でありまして、黄色の部分が那須塩原市の地内となります。地方自治法第244条の3第1項では、「普通地方公共団体は区域外においても関係普通地方公共団体との協議により、公の施設、今回の例ですと道路ということになりますが、を設けることができる」となっております。また、同条第3項において、協議については、「関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない」と規定されておまして、那須塩原市と地方自治法第244条の3の協議を進めるため、付議資料のとおり議会の議決を求めるものであります。

以上で説明を終わります。

○委員長（櫻井潤一郎君） ありがとうございます。

説明が終わりましたので、質疑を行います。

滝田委員。

○委員（滝田一郎君） これ素朴な疑問なのですが、これは基本的に那須塩原市にやってもらえたら本当は一番、素人としてはいいような感じがするのですが、その辺についてはどういう見解なのでしょう。

○委員長（櫻井潤一郎君） 道路課長。

○道路課長（小林敏泰君） こちらもともと市道の認定がちょうどなんじゃもんじゃ通りの丁字路でぶつかっていると思うのですが、そこまで大田原市道として認定しております。もともと管理が大田原市のものですから、利用者も当然大田原市の方が利用してそこまで行くというために造った道路で、大田原市のほうがもともと認定がそこまで、那須塩原市の区域まで市道認定しておりますので、当然管理者が改良なり管理をするというのが、経費的にはやってもらったほうがいいのかというのは当然分かるのですが、道理的にはうちのほうがやるべき工事ということになります。

以上です。

○委員長（櫻井潤一郎君） ありがとうございます。

滝田委員。

○委員（滝田一郎君） そうすると、当然なのでしょうけれども、大田原市の市道なので、今後も那須塩原市内の土地はあるのだけれども、何らかの苦情だとかそういうのがあったときは、仮に那須塩原市とか言っても那須塩原市からは行政からの連絡で大田原市に来て、大田原市が対応するということになるのですね。普通一般的にあの道路、なんじゃもんじゃを通っていくと、そのところって那須塩原市だと思っているわけですよね、普通の人。だけれども、実は大田原市の市道がそこまでくっついているから、ここは本当は大田原市が管理しているのだよという表示、そういう表示もあるのかどうか分からないけれども、一般論からすると、何か那須塩原市のほうに苦情か何かあった場合は行くような気がするのですけれども、そういう連携というのはどんなふうになるのですか、こういう場合。

○委員長（櫻井潤一郎君） 道路課長。

○道路課長（小林敏泰君） 今までも市道として認定されておりましたので、道路として何か管理をしなければならぬというときには、当然大田原市のほうがやるべきこと。ただ、実例としては、非常に短い区間ですので、特別この地点について、私も2年間なのですが、道路課としては2年間いるのですが、その間では特に那須塩原地内だけれども、大田原市なので何とかしてくれというような具体的な通報はなかったということです。ただ、例えば穴が空いて、市道として認定したら穴が空いて直してくれということになれば、うちのほうで管理するようにはなるのかなと思っております。ただ、そういった路線が少ないので、具体的にあまり那須塩原市さんからこうやってくれとか、ああやってくれとか具体的な要望があったことは記憶にはございません。

以上です。

○委員長（櫻井潤一郎君） ほかにございますか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎君） 質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いいたします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎君） 意見がないようでありますので、採決いたします。

議案第34号につきまして、原案を可とすることに異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案第34号 公の施設の区域外設置については、原案を可とすることに決しました。  
ありがとうございました。

## ◎散 会

○委員長（櫻井潤一郎君） 以上で当委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。  
これにて建設産業常任委員会を散会いたします。

午前10時28分 散会